

瑞穂町議会弔慰基準

〔平成19年10月1日〕
〔議会訓令第2号〕

(趣旨)

第1条 この基準は、議員、町長その他の特別職（非常勤の者を含む。）及び一般職の職員（以下「議員等」という。）の弔慰について定めるものとする。

(基準)

第2条 議員等に関する弔慰は、次の表のとおり行うものとする。

(1) 現職の議員等及びその家族が死亡したとき。

(単位：円)

職名	本人			一親等以内 の同居親族	
	弔慰金	供花料	供物料	弔慰金	供花料
議長	70,000	15,000	5,000	10,000	10,000
議員（議長を除く。）	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
町長	50,000	15,000	10,000	10,000	10,000
副町長	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
教育長	20,000	10,000	5,000	5,000	5,000
特別職 各執行機関の委員 （監査委員並びに教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。以下同じ。）	10,000	5,000	—	5,000	5,000
行政連絡委員	10,000	5,000	—	—	—
消防団団長	10,000	5,000	—	—	—
消防団副団長	5,000	5,000	—	—	—

一般職	部長（局長を含む。）、 参事、課長（館長を含む。）、主幹	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	係長、主査、主任、主事	10,000	5,000	5,000	—	—

備考

- 1 議長、議員、町長、副町長及び教育長の一親等以内の親族は、上表の「一親等以内の同居親族」とみなす。
- 2 2以上の職を兼ね、又は兼ねていたことがある場合には、その者が主として就いていた職のいずれか一つを基準とする。
- 3 この基準により難しい場合はその都度、議長が定める。

(2)前に公職であった議員等が死亡したとき。

(単位：円)

職名	弔慰金	供花料	供物料	摘要
議長	20,000	10,000	5,000	配偶者については、弔慰金 5,000 円
議員（議長を除く。）	10,000	10,000		
町長	10,000	10,000		配偶者については、弔慰金 5,000 円
助役又は副町長	5,000	—	—	
収入役	5,000	—	—	
教育長	5,000	—	—	

備考

- 1 2以上の職を兼ね、又は兼ねていたことがある場合には、その者が主として就いていた職のいずれか一つを基準とする。
- 2 この基準により難しい場合はその都度、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日議会訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議会訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日議会訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月15日から施行する。ただし、第2条第1項の表一般職の部部長（局長を含む。）、課長（館長を含む。）、主幹の項の改正規定は、同月1日から施行する。